

域社会における処遇のガイドライン」を参考にすること（平成17年7月14日発出）。

○安全な医療観察訪問看護の提供体制が整備されていること。

イ 安全管理に関する基本的な考え方、事故発生時の対応方法等が文書化されている。

ロ 訪問先で発生した事故、インシデント等が報告され、その分析を通じた改善策が実施される体制が整備されていること。

○訪問看護計画書及び訪問看護報告書が精神保健観察を担当している保護観察所及び通院対象者通院医学管理を実施している指定通院医療機関に提出されていること。

**イ 月の初日の訪問の場合：730点**

**ロ 月の2日目以降12日までの訪問の場合（1日につき）295点**

### **3. 医療観察訪問看護情報提供料**

○ケア会議に医療観察訪問看護実施機関の看護師等が出席し、通院対象者の看護又は療養上必要な指導についての情報提供を行った場合に、ケア会議の開催ごとに1回算定する。

○訪問看護記録書に記録すること

ケア会議開催日時・ケア会議出席看護師等の名前・関係機関への情報提供の要点

○1人の通院対象者に対しては、1か所の訪問看護事業型指定通院医療機関（訪問看護ステーション）のみ算定できる。

**●医療観察訪問看護情報提供料：200点**